

第32回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時：令和3年1月5日（火）

午後4時～

開催方法：Web会議方式

1. 開 会

2. 議 題

(1) 飲食店への対応について

(2) 成人式の対応について

(3) 公共施設の対応について

(4) 感染防止のための勤務上の取扱いについて

(5) 在宅勤務に係るテレワークシステムについて

(6) その他

3. 市長訓示

4. 閉 会

第32回新型コロナウイルス対策本部会議

令和3年1月5日（火）午後4時より開催した標記会議（Web会議）において、本市における対応を協議し、下記のとおり決定した。

記

1. 公共施設の対応について

県の夜間外出自粛要請を受け、1月8日から1月31日まで、夜間に開館している市内の屋内公共施設の閉館時間を午後8時とする。

なお、緊急事態宣言が発出された場合には、必要な変更を行う。

以上

戸 経 企 第 6 5 0 号
令 和 3 年 1 月 日

部 局 長 各 位

総 務 部 長

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 防 止 の た め の 勤 務 上 の 取 扱 い に つ い て (通 知) (案)

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づき、政府から「緊急事態宣言」が発出され、埼玉県がその対象地域となったところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策をこれまで以上に講じる必要があります。

このことから、現行の職員の感染防止対策である「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市職員（会計年度任用職員等を含む。）の服務上の取扱い等」に基づく取扱いを一層徹底させると共に、令和2年4月14日付戸経企第41号にて依頼し5月31日まで実施した「分散勤務」を参考に、改めて適用することといたします。

記

- 1 適用期間 令和3年1月8日（金）から令和3年1月31日（日）まで
- 2 依頼内容 詳細は後日改めて通知

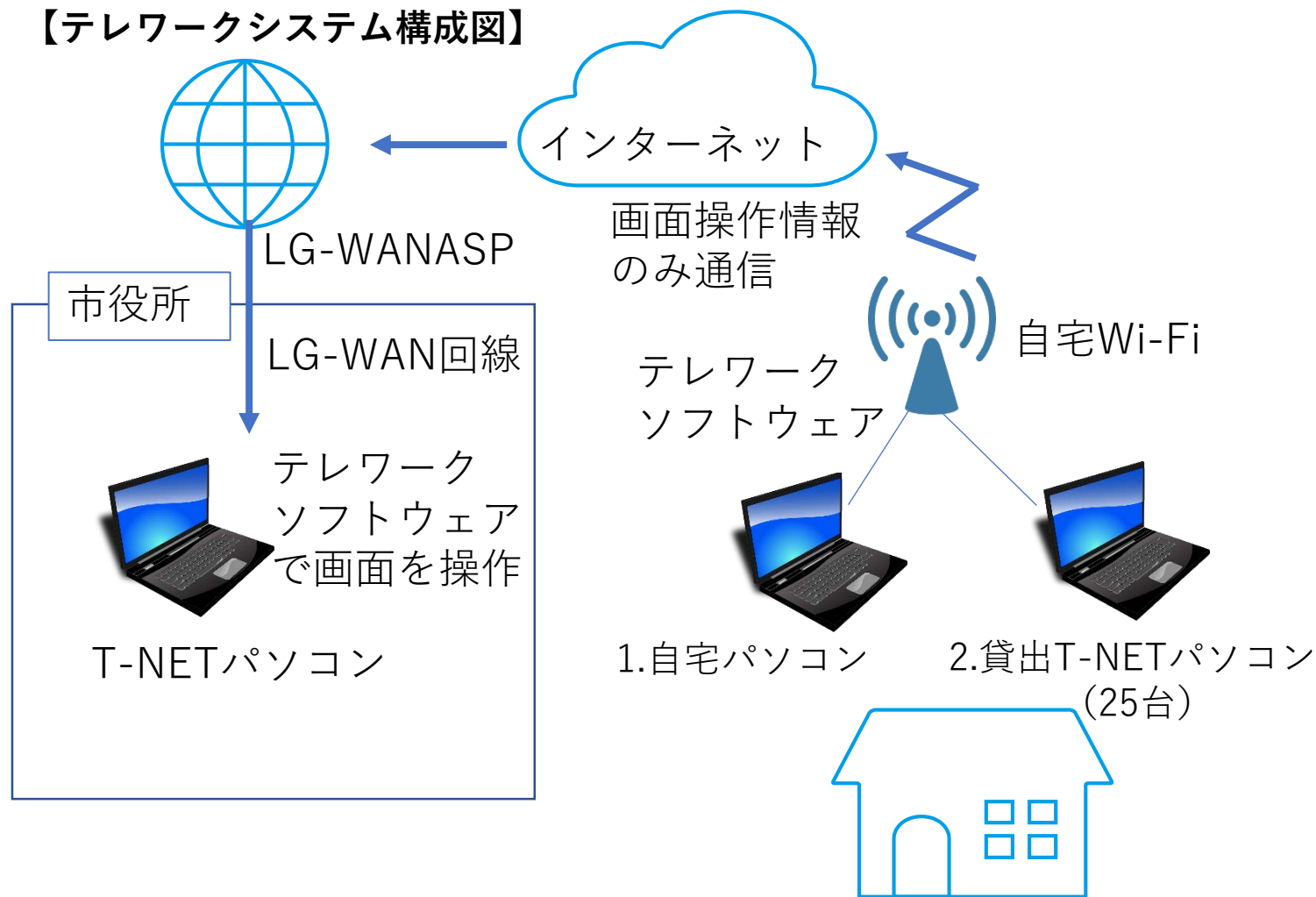
【問い合わせ】

- ・分散勤務表に関すること
経営企画課 企画担当（内線413）
- ・その他勤務上の取扱いに関すること
人事課 人事担当（内線637）

(5) 在宅勤務に係るテレワークシステムについて

本システムは地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の実証システムを利用して行うもので、今後、手法変更の可能性あり。

【テレワークシステム構成図】



1. 自宅パソコン
 - ① T-NETパソコンにテレワークソフトウェアをインストール
 - ② 自宅パソコンにテレワークソフトウェアをインストール
 - ③ 自宅パソコンからテレワークソフトウェアで自宅Wi-FiからT-NETパソコンに接続
 - ④ メールでワンタイムパスワードを受信し、入力
 - ⑤ T-NETパソコンの画面を自宅から操作
2. 貸し出し用T-NETパソコン
貸出用T-NETパソコンの場合は、そのまま自宅Wi-Fiに接続

※テレワークソフトウェアからは画面の操作のみ可能
自宅パソコンにファイルのダウンロードはできない
テレワークソフトウェアで画面のハードコピーはできない

※テレワークシステムのインストール手順書、運用手順書等は情報政策統計課のキャビネットに格納
問い合わせは、情報政策統計課